

## 様式第 2

出店するにあたり、下記1及び2に記載された事項の遵守を表明・確約するとともに、下記3及び4に記載された事項に同意します。

- 1 光のページェント TWINKLE JOYO 開催に係る露天等営業に関する規約(以下「規約」という。)第4条各号に該当しないこと。
- 2 次の各号を遵守すること。
  - (1) 主催(一般社団法人城陽市観光協会)及び警備員・警察官の指示に従うこと。
  - (2) 申請者以外の者が営業しないこと(名義貸しをしないこと)。
  - (3) 一般社団法人城陽市観光協会から交付を受けた出店確認証を店舗の外部からわかり易い場所に掲示すること。
  - (4) 露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯すること。
  - (5) 16 歳以上は午後10時まで就労できるが、15歳以下は就労できないが手伝いは可。  
※ただし未成年者の就労ではなく、自宅で面倒を見る者がいない場合、保護者の管理のもとテント内に待機させておくことは可とする。事故・ケガについては保護者責任とする。
  - (6) 出店場所及びその周辺を破損、汚損しないこと。万が一、破損、汚損等が生じた場合は、原状復旧すること。
  - (7) 出店に際して発生したゴミ等については、一般社団法人城陽市観光協会が定めた廃棄場所に廃棄し、その場に放置しないこと。(特に油缶) ゴミの分別は不要。
  - (8) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。
- 3 出店者が規約第4条各号に該当しないことを確認するに当たっては、一般社団法人城陽市観光協会が関係機関と連携して行うこと。
- 4 申し込み書に虚偽の内容が記載されていること、禁止事項が守られていないこと等が判明した場合には、直ちに  
出店確認を取り消されても異存のないこと及びこれにより損害が生じた場合でも一切を自身の責任とすること。
- 5 店舗のと店舗の間仕切りは、当協会が設置します。
- 6 火気を使用される店舗については、消火器を必ずご持参ください。(消防よりチェックあり)